

かながわ ちく かつせい かけいかく
金川地区活性化計画

(変更)

島根県奥出雲町
島 根 県

平成22年8月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	金川地区活性化計画						赤書は変更後
都道府県名	島根県	市町村名	奥出雲町	地区名	金川地区	計画期間	平成19年度～平成23年度

目 標 :

基盤整備により、農地の区画形状・用排水施設等の営農条件を整え、生産性の向上及び農業経営の効率化を図り、誇りある農業を再構築するとともに、本地区のもつ豊かな自然と、ゆとりと潤いのある農村環境を再認識することにより、本地区の集落戸数の地区外流出を抑制すること(現在の集落戸数(19)18戸の維持)により定住を推進するものとする。

<集落戸数の推移>

平成 9年度～平成13年度 22戸→21戸 △1戸

平成14年度～平成18年度 21戸→19戸 △2戸

平成19年度～平成23年度 19戸→18戸 △1戸

目標設定の考え方

地区の概要:

奥出雲町は、島根県の南東部に位置し、最南端は太古の大河「斐伊川」の源流船通山を一峰とする中国山地を境として鳥取県・広島県に接している。金川地区は、本町の南東部に位置し、南北に流れる斐伊川支流の金川川沿いに集落が構成されているが、地形的制約により南北に細長い急峻な地形であり、標高は約400mから550mで冬期間の積雪は町内でも特に多い地区である。また、集落の中央を流れる金川川とそれを取り囲む山林との間の水田を耕作する稲作を中心とした土地利用型農業と数件の畜産が営まれているが、生産基盤が未整備であり農業経営の効率化が図りにくく、離農し集落外へ転出したり、集落外からの通勤耕作者が出始めている。

現状と課題

本町は、地域内外から高い評価を受けるブランド米である「仁多米」の生産地である。特に中国山地の山麓の高標高地域は昼夜間の大きな気温差によって育まれた高品質・高風味の優良米の産出地であり、金川地区もその一地区に位置づけられている。一方、急峻な地形や降雪等の自然的要因、米の自由化や米価の低迷等の社会的要因に加え、中山間地域農業の高齢化が拍車をかけ、往時には30戸を越した地区戸数も現在は(19)18戸(過去(9)13戸で(3)4戸減少)にまで減少するに至っている。

近年、後継者が帰郷し後継農業者が育成されるなど、集落としての活気を取り戻しつつある状況である。また、平成13年度から取り組み始めた中山間地域等直接支払交付金も、当初二つの集落協定で取り組まれていたが、2期対策においては協定を合併し集落全体の一致団結した取り組みとなっている。

しかしながら、地形的制約や気象条件、また生産基盤が未整備であり、このまま放置すれば農業や地域への魅力や愛着がますます薄れ、離農や転出が発生しかねない状況である。

こうしたなか、農業後継者等の流出をとどめ持続的な農業後継者を確保し定住を促し、高齢により耕作できなくなった農家の農地や耕作放棄の懸念のある農地を持続的に耕作していくためには、農業後継者に農業の魅力と誇りを持たせることが必要であり、そのためには作業性のよい優良農地を創出し、安定的な農業生産活動を継続していく必要がある。今後、基盤整備事業の導入により農業経営の安定化を図り、後継農業者の農業に対する意欲を増進させるとともに本地区(19)18戸で集落及び農業を継続し集落の活気を取り戻していくものである。

今後の展開方向等

金川地区は、水稲経営を主体として一部畜産による複合経営が行われている。しかし、生産基盤が未整備であることから今後の農業経営に対し、多くの農家が不安を抱いている。このため基盤整備事業を導入し農業経営の効率化を図ることにより、非農家も含めた本地区(19)18戸による農業生産活動体制を整備し、地区住民がそれぞれに応じた役割を果たすなど、今後の農業政策に対応できる生産基盤環境を整える。また、将来の集落の進むべき方向を話し合うことで集落の活気を取り戻し、豊かな自然を活かした、喜びと希望ももてる農業と、誇りある農業経営の実現により集落戸数の確保を図るものである。

なお、一部不同意により、地区除外となったが、集落営農への参加意欲が高まった新たな区域を取り込むなど、集落営農の持続的展開に取り組んでいくこととする。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

赤書は変更後

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
奥出雲町	金川地区	基盤整備(区画整理)	奥出雲町	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

3 活性化計画の区域

赤書は変更後

金川地区(島根県奥出雲町)	区域面積	557ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積557haのうち農林地は536haで96%を占め、9割以上が農家である。		
②法第3条第2号関係: 集落戸数の減少(H9→H(18)23で(3)4戸減少)、現役農業者の高齢化からみて、次世代へ安定的な農業経営を引き継ぐためには、農業生産基盤の整備による定住化の促進が必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係: 南北約2.5kmの谷あい集落に(19)18戸の家屋が点在しており、商店もなく、農林業以外の製造業はない。林地を除くほとんどが農業振興地域に指定されている。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

赤書は変更後

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

赤書は変更後

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

赤書は変更後

平成23年度までに区画整理を完了し、翌年度住民基本台帳によって集落戸数を確認して目標(集落戸数の維持)の達成状況进行评估する。